保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限る。）を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ　ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

5　経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第一号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

6　経済産業大臣は、第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（同法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構）に通知するものとする。

7　第二項から前項までの規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「前項の四十年」とあるのは「その認可により延長された運転期間」と、第三項第三号中「二十年を超える場合にあつては、申請」とあるのは「申請」と、第四項第五号中「二十年を超える期間が次に」とあるのは「次に」と、「期間に限る」とあるのは「期間に限り、過去になされた第二項（第七項において準用する場合を含む。）の認可により延長された運転期間に算入された期間を除く」と読み替えるものとする。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割等）

第二十七条の二十九の三　前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けた原子力発電事業者（以下「認可原子力発電事業者」という。）が営む発電事業（次項及び第四項において「認可発電事業」という。）の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割（認可発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前条第四項（第三号及び第五号を除く。）、第五項及び第八項の規定は、前二項の認可に準用する。

4　認可発電事業の全部の譲渡しがあり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継する。

5　前項の規定により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認可の取消し）

第二十七条の二十九の四　経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

一　第二十七条の二十九の二第四項第一号、第二号又は第四号（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2　第二十七条の二十九の二第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（運転停止命令）

第二十七条の二十九の五　経済産業大臣は、原子力発電事業者が第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けないで同条第一項の四十年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができる。

（資料の提供等の要求）

第二十七条の二十九の六　経済産業大臣は、第二十七条の二十九の二第四項（同条第七項及び第二十七条の二十九の三第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十九の四第一項の規定の運用に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十八条の四十第一項第五号の三中「前号」を「前二号」に、「第二十八条の五十二第一号」を「第二十八条の五十四第一号」に、「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同号を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二十八条の四十第一項第八号の二中「第二十八条第二項」の下に「（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「の交付」の下に「、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収」を加え、同項第八号の三中「第十五条の十三」を「第十五条の十九」に、「よる」を「よる交付金相当額積立金及び」に改める。

第二十八条の四十八第一項中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、「この条及び第二十九条第二項において」を削る。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十八を第二十八条の六十とし、同款第八目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十九とし、同款第七目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十八とし、第二十八条の五十三から第二十八条の五十五までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の五十二第一号中「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同条を第二十八条の五十四とし、第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、第二十八条の五十を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十一とし、第二章第七節第三款第六目に次の二条を加える。

（整備等計画の認定）

第二十八条の四十九　広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二　電気工作物の整備又は更新の実施期間